

千 葉 県

自然公園とは

自然は、豊かな人間生活を築くうえで、わたくしたちの心にやすらぎを与え、またレクリェーションの場を提供するなど、限りない恩恵を与えるものです。

このような自然を保護し、後世の人々のために自然を引き継ぐことが大切です。そのために広い地域の自然を保護し、あわせて国民の秩序ある利用に供するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、自然公園制度が設けられています。自然

公園には、国立公園・国定公園・都道府県立自然 公園の3種類があります。

日本は、世界でも有数の風景の美しい国といわれていますが、国立公園はその中でも特にすぐれた自然の風景地を、国定公園は国立公園に次ぐ自然の風景地を指定します。また都道府県立自然公園は、各都道府県の中のすぐれた自然の風景地を指定します。千葉県では、2カ所の国定公園と、8カ所の県立自然公園が指定されています。

千葉県の自然公園

千葉県の自然公園は、昭和8年に千葉県立公園条例が制定され、昭和10年に手賀沼・水郷・銚子・九十九里・清澄山・鹿野山の6カ所が県立公園に指定されたことに始まり、昭和24年に同条例が改正され、昭和26年に富津・鋸山・南安房の3カ所が追加指定されました。

その後、昭和32年に自然公園法が制定され、全国的に自然公園の指定及び区域拡張が促進され、本県でも富津・鹿野山・鋸山・南安房・清澄山の5公園を主体とした南房総国定公園と、銚子・水郷の2公園の区域が水郷筑波国定公園として指定されました。

昭和35年、新たに千葉県立自然公園条例が制定されたのに伴い、自然公園の再編成がなされ、以後名称変更等数次の指定変更を経て現在の自然公園に至っています。

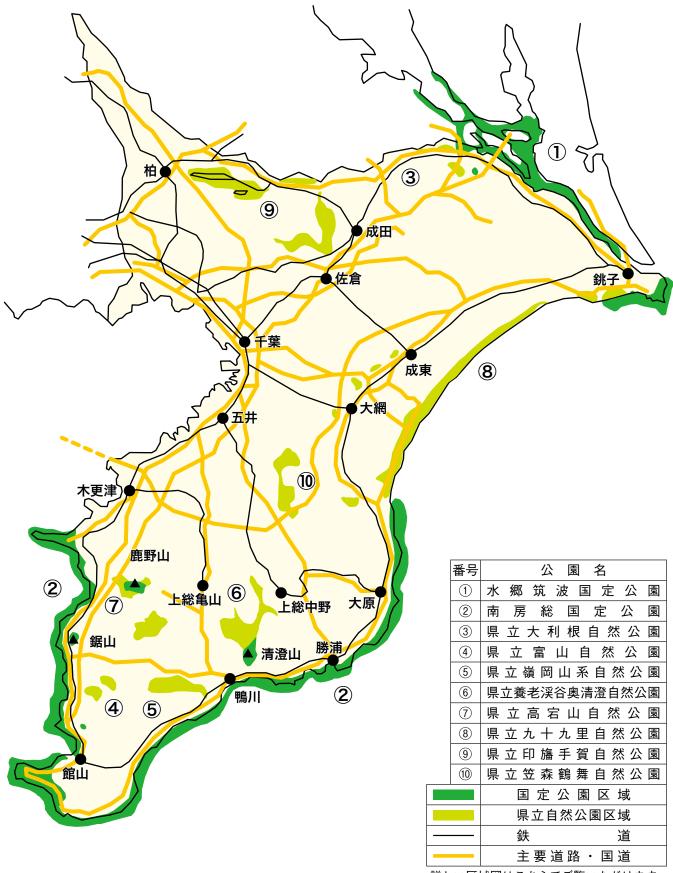
自然公園は、すぐれた自然の景勝地について指定されることから、その自然の風致景観を維持するため、支障を及ぼすおそれのある一定の行為は禁止され又は制限されています。

自然公園を保護するため、公園区域には公園計画に基づき、特別地域、海域公園地区及び普通地域等に地種区分され、地種区分に応じて行為の禁止制限があります。

●千葉県自然公園一覧表 (平成30年3月31日現在)

	() Market State () And () A						
	公 園 名	指定年月日	面 積	関係市町村名			
国定公園	水郷筑波	/ 17. 4. 22	34,956ha 为千葉県 3,155)	銚子市・香取市・東庄町			
園	南房総	昭和 33. 8. 1 / 40. 12. 22 / 57. 12. 24 平成 元. 2. 23 / 14. 10. 11	5,690ha	館山市・勝浦市・鴨川市・君津市・富津市・南房総市・いすみ市・ 大多喜町・御宿町・鋸南町			
	大 利 根	昭和 10. 7. 5 / 39. 6. 9 / 61. 5. 9 平成 7. 5. 2	503ha	香取市・神崎町			
	富 山	昭和 26. 3. 3 // 39. 6. 9 // 60. 1. 8 平成 7. 5. 2	676ha	南房総市			
県	嶺岡山系	昭和 10. 8. 9 */ 26. 3. 3 */ 39. 6. 9	1,574ha	鴨川市・南房総市			
立自	養 老 渓 谷 奥 清 澄	昭和 10. 8. 9 * 39. 6. 9 * 61. 5. 9	2,790ha	市原市・鴨川市・君津市・大多喜町			
然公	高 宕 山	昭和 10. 8. 9 / 39. 6. 9 / 63. 10. 11	2,342ha	君津市・富津市			
園	九十九里 (^{昭和 10.} 8. 9 / 41. 3. 8 / 41. 3. 8 / 85. 2. 5 3,253ha		3,253ha	千葉市・銚子市・東金市・旭市・匝瑳市・山武市・ 大網白里市・九十九里町・横芝光町・一宮町・長生村・白子町			
	印旛手賀	(昭和 27. 10. 24 / 60. 1. 8 平成 7. 5. 2	6,606ha	成田市・佐倉市・柏市・我孫子市・印西市・酒々井町・栄町			
	笠森鶴舞	昭和 41. 3. 8 / 60. 1. 8	1,948ha	市原市・長柄町・長南町			

自然公園位置図



詳しい区域図はこちらでご覧いただけます。 ⇒千葉県自然保護課ホームページアドレス http://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/shizenkouen/chiba.html

自然公園内の規制について

自然公園内では自然を保護するために、自然公園法又は千葉県立自然公園条例に基づき、行為の規制を 行っています。

	特別保護地区	許 可	あらかじめ決められている一定の行為をする場合に
自然公園	海域公園地区	許 可	めらかしめ次められている一定の11 為をする場合に 知事の許可が必要。
日然公園	特別地域(第1種~第3種)	許 可	一川寺の町刊が必安。
(国及"尔亚)	普通地域	届出	一定の基準を超えた行為をする場合に知事への届出が必要。

規制される行為(主なもの)

- **特別地域**(許可を要する行為及び許可基準)
- 1. 工作物の新築、改築又は増築
- (1) 建築物の新築、改築又は増築 (第2種及び第3種特別地域におけるもの)

(1) ~								
事項種別	高さ	敷地面	積及び建ぺい率(容積率)	公園事業 道路から	左以外の 道路から	敷地境界から	地形勾配	建築 面積 ※1
① 仮設建築物								
② 公園事業従事者、農林漁業 従事者等の住宅	13m以下						_	
③ 農林漁業等を営むために必 要な建築物								
④集合別荘、集合 住宅、分譲ホテ ル、保養所、分 譲地等に設けら れる建築物 (4) 集合別荘等	(2階建以下) 13m以下	敷地面積 1,000㎡以上 集合別荘、集合住宅、分譲ホテルにあっては敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が 250㎡以上 第 2 種 20%(40%)以下 第 3 種 20%(60%)以下		20m 以上	5 m 以上	5 m 以上	30% 以下	2,000㎡ 以下
⑤ ①~④以外の個人住宅 ※2 (別荘を除く)	13m以下						30% 以下	500㎡ 以下
⑥ ①~⑤以外の建築物	13m以下		500㎡未満 10%(20%)以下 500㎡~1,000㎡未満 15%(30%)以下 1,000㎡以上 20%(40%)以下	20m 以上	5 m 以上	5 m 以上	30% 以下	2,000㎡ 以下
		第3種特別地域	20%(60%) 以下					

※1 建築面積は水平投影面積による ※2 ⑤については国定公園の一部を除く

そのほか次に掲げる各号に該当すること。

- (ア) 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
- (イ) 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと。
- (ウ) 屋根及び壁面の色彩並びに形態が周囲の自然との調和を著しく乱さないこと。
- *一定規模以上の建築物及び鉄塔等高さのある工作物を建設する場合は、許可申請及び届出をする前に「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、事前協議を行ってください。また、環境等調査書の作成が必要となる場合があります。

(2) 分譲地等の造成を目的とした道路、上下水道施設の新築、改築又は増築

- (ア) 一分譲区画の面積が1,000m以上あること。
- (イ) ①地形勾配が30%をこえる傾斜地及び②公園事業道路から20m以内の土地については、保存緑地とすること。①及び②の保存緑地以外に、関連分譲地等の全面積の10%以上の土地を保全緑地とすること。
- (ウ) 分譲地が次の要件をみたす方法で販売されること。 分譲区画とされる土地及び保存緑地とされる土地の区分を購入者に図面で明示すること。 一分譲区画を購入後1,000㎡未満に細分化してはならない旨等を購入者に書面で通知すること。
- (エ)総分譲計画面積が20ha以下であること。 等

(3) 屋外運動施設の新築、改築又は増築 (第2種及び第3種特別地域におけるもの)

- (ア)屋外運動施設が当該地域以外の地域においてはその設置の目的を達成することができないと認められるもの。
- (イ)総施設面積の敷地面積に対する割合は、第2種特別地域にあっては40%以下、第3種特別地域にあっては60%以下とすること。
- (ウ) 地形勾配は、10%以下とすること。
- (エ) 道路及び敷地境界からの距離は、公園事業道路20m以上 左以外の道路5m以上 敷地境界線 5m以上とすること。
- (オ) 同一敷地内の屋外運動施設面積の和は、2,000m以下とすること。 等

(4) 太陽光発電施設の新築、改築又は増築(第2種及び第3種特別地域で土地に定着させるもの)

- (ア) 撤去に関する計画が定められており、かつ、撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされていること。
- (イ) 土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。
- (ウ) 水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
- (エ) 道路及び敷地境界からの距離は、公園事業道路20m以上 左以外の道路5m以上 敷地境界線 5 m以上とすること。
- (オ) 支障木の伐採が僅少であること。
- (カ) 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われるものでないこと。
- (キ) 土砂及び汚濁水の流失のおそれがないこと。 等

(5) その他工作物(ダム、橋、鉄塔等人為的労作によって築造される施設)の 新築、改築又は増築(第2種及び第3種特別地域におけるもの)

- (ア) 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路の路肩から20m以上離れていること。
- (イ) 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 等

2. 木竹の伐採

第1種特別地域の場合

- (ア) 単木択伐法であること。
- (イ) 森林の最小区分ごとに算定した択伐率が現在蓄積の10%以内であること。
- (ウ) 木竹の樹令が標準伐期令に見合う年令に10年を加えたもの以上であること。

第2種特別地域の場合

- **択伐法** (ア) 森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては現在蓄積の30%以下、薪炭 林にあっては60%以下であること。
 - (イ) 木竹の樹令が標準伐期令に見合う年令以上であること。
- **皆伐法** (ア) 木竹の樹令が標準伐期令に見合う年令以上であること。
 - (イ)一伐区の面積が2ha以内であること。
 - (ウ) 5年を経過していない皆伐法によった伐区に隣接していないこと。

第3種特別地域の場合

風致の維持を考慮して施業を実施するものとし、特に要件は定めない。

3. 鉱物の採掘又は土石の採取

露天掘以外の場合

- (ア) 特別保護地区・海域公園地区以内においては許可されない。
- (イ) 抗口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは、第3種特別地域のうち植生の 復元が困難な地域内に設けられるものは許可されない。
- (ウ) ただし、(ア)・(イ) に係る場合でも、農林漁業等の用に供するために慣行的に行われるもの 等はこの限りでない。

露天掘の場合

特別保護地区及び海域公園地区以外の地域におけるものであって、農林漁業等の用に供するために 慣行的に行われるもの、著しい自然の改変を伴わずに行われるもの等以外のものにあっては、原則と して許可しないものとする。

4. 土地の形状変更

第2種及び第3特別地域におけるものであって、次の各号に該当すること。

- (ア)集団的に建築物、その他の工作物を設置させるための敷地造成(いわゆる分譲地造成や墓地造成など)として行われるものでないこと。
- (イ) 土地を階段状に造成するものでないこと。
- (ウ) ゴルフ場の造成として行われるものでないこと。
- (エ) 運動場等の造成のために行われるものは、当該地域以外の地域においてはその設置の目的を達成することができないと認められるものであること。
- (オ) 土地の形状変更の規模が必要最小限であること。
- (カ) 土砂の流出のおそれがないこと。 等

5. 広告物等の掲出、設置又は表示

- (ア) 高さ 5 m以下であること。
- (イ) 光源は白色系で動光又は点滅を伴うものでないこと。 等

6. 水面の埋立又は干拓

第2種及び第3種特別地域におけるものであって、隣接水辺地に及ぼす支障の度合いが軽微な行為で、次の各号のいずれかに該当すること。

- (ア) 学術研究その他公益上必要と認められること。
- (イ) 地域住民の日常生活の維持のため必要と認められること。
- (ウ) 農業又は漁業に付随して行われるもの。

7. 屋根、壁面又は橋等工作物の色彩変更

周囲の自然との調和を著しく乱す色彩の変更でないこと。

8. 乗入れ規制地域内での車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸

当該乗入れ規制地域以外の地域においては行為の目的を達成することができないと認められるものであって、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、地域住民の日常生活維持のために必要と認められるものはこの限りでない。

- (ア) 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
- (イ) 風致維持上又は生物の生息上支障のあるものでないこと。

9. 物(土石、廃棄物、再生資源、再生部品)の集積

1.5mをこえる高さ、又は10mをこえる面積で物を集積し、又は貯蔵する場合は、次に掲げる各号に該当すること。

- (ア) 植物の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- (イ) 廃掃法第2条第1項の廃棄物を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- (ウ) 集積し、又は貯蔵する高さが10mを超えないものであること。
- (エ)集積し、又は貯蔵する土地の外周線が公園事業道路から20m以上、また敷地境界線及び道路の路肩から5m以上離れていること。 等

なお、行為の内容が許可基準の全ての要件に該当するものであっても、風致景観に著しい支障 を与える特別な理由が認められる場合等は、許可されないことがあります。

普通地域 (届出を要する行為)

1. 工作物の新築、改築又は増築(次の各号に掲げる基準を超えるもの)

- (1)海域以外の区域
 - (ア) 建築物 · · · 高さ13 m又は延べ面積1,000㎡ (イ) 送水管 · · · 長さ70 m
 - (ウ) 風力発電施設、鉄塔、その他高さのある工作物・・・・高さ30 m
 - (エ) 船舶の係留施設・・・長さ50 m (オ) ダム・・・高さ20 m (カ) 鋼索鉄道・・・延長70 m
 - (キ) 索道・・・傾斜亘長600 m又は起点と終点の高低差200 m
 - (ク) 別荘地の用に供する道路・・・幅員2 m
 - (ケ)遊戯施設(建築物を除く)…高さ13 m又は水平投影面積1,000㎡
 - (コ) 太陽光発電施設・・・ 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1.000㎡
 - *一定規模以上の建築物及び鉄塔等高さのある工作物を建設する場合は、許可申請及び届出をする前に「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、事前協議を行ってください。また、環境等調査書の作成が必要となる場合があります。
- (2) 海域の区域((3)の区域を除く)
 - (ア)船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設…長さ50m
 - (イ)(ア) に掲げる工作物以外の工作物…海面上の高さ5m又は水平投影面積100㎡
- (3) 海域公園地区の周辺1kmの当該海域公園地区に接続する海域の区域
 - (ア) 導管又は電線…長さ70m
 - (イ) 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設…長さ50m
 - (ウ)(ア)及び(イ)に掲げる工作物以外の工作物…高さ5m又は海面における水平投影面積100㎡
- 2. 広告物等の掲出、設置又は表示
- 3. 水面の埋立又は干拓

に着手することができません。

- 4. 鉱物の掘採又は土石の採取 (面積200㎡若しくは、切土又は盛土により生ずる法の高さ5mをこえるもの)
- 5. 土地の形状変更 (面積200㎡若しくは、切土又は盛土により生ずる法の高さ5mをこえるもの) なお、届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為

問い合わせ先

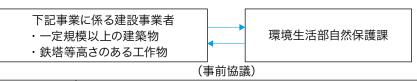
自然公園の区域、手続きの方法等の詳細については、次のところへお問い合わせください。

千葉県環境生活部自然保護課	〒 260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	電話 043(223)2056
千 葉 土 木 事 務 所 管 理 用 地 課	〒 260-0023	千葉市中央区出洲港 11-1	<pre>043 (242) 6106</pre>
柏 土 木 事 務 所 管 理 課	〒 277-0005	柏市柏 745	<pre>04 (7167) 1203</pre>
印 旛 土 木 事 務 所 管 理 課	〒 285-0026	佐倉市鏑木仲田町 8-1	<pre>043 (483) 1143</pre>
成田土木事務所管理課	〒 286-0036	成田市加良部 3-3-2	<pre>0476 (26) 4832</pre>
香 取 土 木 事 務 所 管 理 用 地 課	〒 287-0003	香取市佐原イ 92-11	<pre>0478 (52) 5193</pre>
銚 子 土 木 事 務 所 管 理 用 地 課	〒 288-0837	銚子市長塚町 2-44-9	<pre>0479 (22) 6502</pre>
海匝土木事務所管理課	〒 289-2144	匝瑳市八日市場イ 1999	
山武土木事務所管理課	〒 283-0006	東金市東新宿 17-6	<pre>0475 (54) 1132</pre>
長 生 土 木 事 務 所 管 理 課	〒 297-0026	茂原市茂原 1102-1	<pre>0475 (24) 4522</pre>
夷 隅 土 木 事 務 所 管 理 課	〒 298-0004	いすみ市大原 8513-1	<pre>0470 (62) 3314</pre>
安房土木事務所管理課	〒 294-0045	館山市北条 402-1	<pre>0470 (22) 4342</pre>
君 津 土 木 事 務 所 管 理 課	〒 292-0833	木更津市貝渕 3-13-34	<pre>0438 (25) 5132</pre>
市原土木事務所管理課	〒 290-0067	市原市八幡海岸通 1969	<pre>// 0436 (41) 1302</pre>

どのような手続きが必要か

◇事前協議

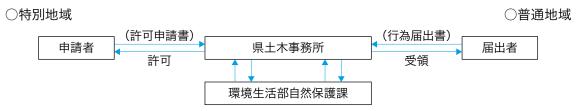
一定規模以上の建築物〈特別地域500㎡超(水平投影面積)〉〈普通地域1000㎡超(延べ床面積)又は高さ13m超〉及び鉄塔等高さのある工作物(30m超)を建設する場合は、次の書類を添えて、事前協議申出書を自然保護課に、2部提出して下さい。



行為の内容		添付書類			
★┴┴九詳	一定規模以上の建築物	事前協議申出書(指導要綱別記第1号様式)、事業計画概要書、位置図、地形図、 土地利用計画図、配置図、平面図及び立面図、意匠配色図、建築事業予定地求積図、			
事前協議	高さのある工作物				

◇許可申請又は届出

自然公園内で行為を行う場合は、次の書類を添えて、許可申請書(行為届出書)を県土木事務所担当課 に2部提出することが必要です。



行為の内容		添付書類
	工作物等の 新築	地形図、概況図、カラー写真、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図、修景図、 公図写、登記事項証明書等 ※1 事前協議終了通知の写し(建築物、高さのある工作物のみ) ※2 個人住宅については住民票写し、誓約書、理由書も必要
	木竹の伐採	地形図、概況図、カラー写真、公図写、登記事項証明書等
許可申請	鉱物の掘採、 土石採取	地形図、概況図、カラー写真、平面図、断面図、修景図、公図写、登記事項証明書等、土量計算書等
行為届出	土地の 形状変更	地形図、概況図、カラー写真、平面図、断面図、修景図、公図写、登記事項証明書等、土量計算書等
	水面の埋立、 干拓	地形図、概況図、カラー写真、平面図、断面図、土量計算書等
	広告物等の 掲出等	地形図、概況図、カラー写真、平面図、立面図、断面図、意匠配色図、公図写、登記事項証明書等

許可申請様式等はこちらからダウンロードできます。 http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/tetsuzuki/shizenkouen.html

○申請書の記載要領

工作物(建築物)の新築、改築及び増築許可申請書の場合

(1) 敷地面積 目的とする建築物に要する用地の面積

(2) 規模 棟数、各棟の建築面積、階数、延床面積、最高部の高さ

(3) 構造 木造、鉄筋コンクリート造、ブロック造等の種別、屋根の形状

(4) 主要材料 屋根、外壁、基礎等主要構造部の材料

(5) 外部の仕上及び色彩 トタン葺、瓦葺、モルタルリシン吹付、板張りクレオソート塗装等外部の仕上とその色彩

(6) 関連行為の概要 敷地造成にかかる行為、伐採する支障木の種類、大きさ、本数等

(7) 施工後の周辺の取扱 修景のために植栽する樹木の種類、大きさ、本数等